

学科教本 訂正表

法改正に伴い、『学科教本』を下記のとおり訂正します。

◆ 4, 6 ページ 主な用語の意味

P4

2. 一般原動機付自転車

つぎに該当する原動機付自転車であって、特定小型原動機付自転車以外のものをいいます。

- 二輪のもの……総排気量 50cc 以下（構造上出すことができる最高出力が 4.0kW 以下の原動機を有するものは 125cc 以下）または定格出力 0.60kW 以下
- 三輪以上のもの…総排気量 50cc 以下または定格出力 0.60 kW 以下、左右の車輪の間の長さが 50 cm 以下で車室がないもの（三輪のものは車室があってもドアのないもの）
- その他のもの……総排気量 20cc 以下または定格出力 0.25 kW 以下

P4

4. 運転

道路で、車や路面電車をその本来の用い方に従って用いること（原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている自動車または原動機付自転車にあっては、原動機を作動させずにそのペダルなどの装置を用いて走行させる場合を含み、特定自動運行を行う場合を除く。）をいいます。

P6

25. 自動車

原動機を用い、レールや架線によらないで運転する車、または特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障がい者用の車および遠隔操作型小型車ならびに歩行補助車や乳母車その他の歩きながら用いる小型の車（「歩行補助車など」といいます。）以外のものをいいます。

◆ 12, 94, 116, 150 ページ

「懲役」「懲役、禁錮」→「拘禁刑」

※ 拘禁刑とは、従来の懲役と禁錮を廃止し新たに創設された刑罰です。（改正刑法 令和7年6月1日施行）

◆ 17 ページ 6 運転免許証などの確認


① 自動車や一般原動機付自転車を運転するときは、その車を運転することができる**運転免許証**または**免許情報記録個人番号カード**（以下、「**マイナ免許証**」という。）を携帯していること。（マイナ免許証についてはP109参照）

④ 運転免許証に記載され、またはマイナ免許証に記載されている条件（眼鏡等使用（コンタクトを含む）など）を守っていること。

◆ 72 ページ 3 法定速度

原動機付自転車		30 km/h
一般原動機付自転車		

◆ 106 ページ 2 第一種運転免許の種類

一般原動機付自転車	
● エンジンの総排気量が 50cc 以下、または、定格出力が 0.60kW 以下の二輪のもの（スリーターを含む）	
● 構造上の最高出力が 4.0kW 以下のものでエンジンの総排気量が 125cc 以下の二輪のもの	
● エンジンの総排気量が 20cc 以下、または、定格出力が 0.25kW 以下のもの	

◆ 105 ページ 2 運転免許証の携帯と提示

① 自動車や一般原動機付自転車を運転するときは、その車を運転することができる**免許証**または**マイナ免許証**（以下「**免許証等**」という。）を常に**携帯**していなければなりません。（マイナ免許証についてはP109参照）

③ 違反行為や交通事故を起こしたりした際に警察官から**免許証等**の**提示**を求められたときは、これを**提示**しなければなりません。

マイナ免許証を提示した場合に、警察官からそのカードに記載された**特定免許情報**（免許の種類や有効期間など）を確認するために必要な措置を受けることを求められたときは、これに応じなければなりません。

◆ 105, 108, 109, 110, 111, 114, 116, 119 ページ 「免許証」「運転免許証」→「免許証等」

◆ 108 ページ 1 運転免許証の記載事項の変更届け出など

免許を受けた人は、結婚や転居などで**本籍**や**住所**、**氏名**などに**変更**があった場合は、速やかに**住所地**（住所地の変更などのときは、**変更**した後の住所地）の**公安委員会**に**変更**を**届け出**て、**変更**のあったこと**がら**について**記載**または**記録変更**を受けなければなりません。



Reference 参考

免許証等の再交付

免許証等を紛失したり、盗まれたり、汚損や破損したときや記載事項の変更届出をしたときは、住所地の公安委員会に再交付の申請をすることができます。（汚損や破損した人はその免許証等が必要です。）
※ マイナ免許証は自治体の手続きも必要です。

マイナンバーカードの有効期間

※ マイナンバーカードとマイナ免許証の有効期間は異なります。マイナンバーカードの券面に免許に関する事項は記載されません。それぞれの有効期間に注意しましょう。

<追加> (109ページ)

Reference 参考

マイナ免許証（免許情報記録個人番号カード）

令和7年3月24日より、本人が希望する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）と運転免許証を一体化させた「**マイナ免許証**」を持つことができ、つぎの3つの免許証の持ち方が可能になりました。

- ① 運転免許証のみ 
- ② マイナ免許証のみ 
- ③ 両方 

◆ 109 ページ 2 運転免許証の有効期間

① 新規に免許を取得した場合の**免許証**または**免許情報記録**（以下「**免許証等**」という）の有効期間は、**適性試験**を受けた日の**後の3回目の誕生日から1か月が経過する日**までの期間です。

◆ 110 ページ

5 更新を受けようとする人の義務

「※ **優良運転者**に限り、」
→ 「※ **優良運転者**および**一般運転者**は、」

◆ 110 ページ 6 運転免許の失効 , 111 ページ 9 申請による運転免許の取り消し

「**運転経歴証明書**の交付」→「**運転経歴証明書**の交付や**運転経歴情報**の記録」

◆ 116 ページ 5 運転免許証の返納

つぎの場合は、速やかに**免許証**を**住所地**を管轄する**公安委員会**に**返納**または**マイナ免許証**を保有する人は**提示**して**免許情報記録**の**抹消**を受けなければなりません。

- ① 免許が**取り消**されたとき
- ② 免許が**失効**したとき
- ③ 免許証の**再交付**を受けた後、**失**くした**免許証**を**発見**または**回復**したとき（**旧免許証**は**返納**する）
- ④ 免許証等の**有効期限**が**満了**したとき（**失効**した場合を除く）

◆ 214 ページ Reference 参考 保管場所の届け出について 「● 保管場所標章」を削除。

※法改正（令和7年4月1日施行）により、保管場所標章は廃止になります。